

## 平成27年度第9回企業向け人権啓発講座実施要領（中小企業庁委託事業）

### 1 目的等

企業に対し、様々な視点から人権問題に係る現状及びその対応への学習・考察機会を提供し、人権尊重の風土づくり及び人権尊重を基盤とする企業活動の推進に向けた企業の取組を支援する。

障害を理由とした区別や制限が禁止され、障害のある人への合理的配慮が義務又は努力義務となる、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が平成28年4月から完全施行される。

今回は、障害当事者であり、京都市障害者施策推進審議会副会長を務め、障害のある人たちの自立生活と障害者ケアマネジメントの有効性に関する研究者からの基調講演と障害当事者、企業関係者及び行政関係者等によるパネルディスカッションを通じて、同法で定められている「合理的配慮」について理解を深める機会とする。

2 対 象 京都市内に事業所を持つ企業等の経営者層、総務・人事責任者、人権研修推進者等  
240名

3 日 時 平成28年1月29日（金）午後2時～午後4時30分

4 会 場 京都市男女共同参画センター ウィングス京都 イベントホール  
（中京区東洞院通六角下る御射山町262番地）

5 内 容 基調講演・パネルディスカッション  
テーマ 京のまちで“障害のある方への配慮や工夫”を！  
～いよいよ障害者差別解消法が施行～

#### 【1部】基調講演

加藤 博史（龍谷大学短期大学部教授）

#### 【2部】パネルディスカッション

パネリスト：小田 宏之（人権擁護委員，弁護士法人みやこ法律事務所 弁護士）

ほか障害当事者，企業関係者等

コーディネーター：谷口 明広

6 参加費 無料

### 7 募集方法

(1) 主に従業員30人以上の市内企業・事業所約6,000箇所に開催案内チラシを送付。

(2) 当課ホームページに開催案内チラシを掲載。

8 協 働 保健福祉局障害保健福祉推進室